

**香川県条例第15号**

香川県港湾区域等における占用料等に関する条例の一部を改正する条例

香川県港湾区域等における占用料等に関する条例（平成12年香川県条例第17号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 土地（水域を含む。）の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.08を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土砂採取料の額)</p> <p>第3条 土砂採取料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土砂採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td style="text-align: right;">102円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1～5 略</p>	区 分	単 位	金 額	略			土砂採取料	1立方メートル	102円	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に、法第37条第1項第1号又は第56条第1項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。</p> <p>2 土地（水域を含む。）の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるものを除くものに係る前項の規定の適用については、同項中「<u>乗じて得た額</u>」とあるのは、「<u>乗じて得た額に1.05を乗じて得た額</u>」とする。</p> <p>(土砂採取料の額)</p> <p>第3条 土砂採取料の額は、別表のとおりとする。<u>この場合において、その額が100円に満たないときは、100円とする。</u></p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>土砂採取料</td> <td>1立方メートル</td> <td style="text-align: right;">99円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 占用面積、表示面積、占用物件の長さ若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又</p>	区 分	単 位	金 額	略			土砂採取料	1立方メートル	99円
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土砂採取料	1立方メートル	102円																	
区 分	単 位	金 額																	
略																			
土砂採取料	1立方メートル	99円																	

はこれらの面積、長さ若しくは採取量に1平方メートル、1メートル  
若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、  
1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。  
3～5 略

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。